

平成28年度年次報告書

足立区では、誰もが自らの価値観で生き方を選択し、個性や能力を発揮しつつ責任も分かち合うことのできる男女共同参画社会を目指しています。

この年次報告書は、その実現のために区が実施している平成28年度の様々な事業の実績について、「足立区男女共同参画推進委員会」が意見を述べ、「足立区男女共同参画社会推進条例第11条」に基づき公表するものです。

平成29年3月

平成28年度 男女共同参画推進に関する施策実施状況の委員会意見(総括)

平成28年度・第7期「足立区男女共同参画推進委員会」では、第6次男女共同参画行動計画(平成23年度から28年度)に基づく施策の実施状況について議論を深めました。

今年度、当委員会が重点テーマとして選択した課題は、課題「I-1 中小企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進」「I-4 女性の再就職・チャレンジ」「IV-7 政策・方針決定過程への女性の参画拡大」「IV-8 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶」(いずれもP2参照)の4つです。

区はこれまで、中小企業に対するワーク・ライフ・バランスを推進してきました。特に企業の多様な課題への取組み易さに対する支援メニューの充実が図られたことは前進と評価し、今後の成果に注目しています。また、ワーク・ライフ・バランスを「子育てや介護がしやすいまち」「誰もが安心して働くことのできるまち」と置き換えると、わかり易く身近な取組みに感じられるはずです。

次に、**女性の再就職**には子育て環境の整備はもとより、テレ・ワークやフレックスタイム等の柔軟な働き 方のメニューやスキル向上や起業のための支援策等女性の背中を押すメニューを数多く提示してください。 育児・介護離職を回避するためにも、出来ることから始めてほしいと考えます。

「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」では、女性の参画が促されるような仕組みづくりを研究してください。まずは、行政がモデルになることが有効かつ必要と考えます。庁内での取組みが加速され、全庁でその進捗状況や課題等を共有しつつ進めてください。委員会として見守ってまいります。

「配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶」では、庁内外の関係機関による連携や迅速で的確な対応が被害者の生命を守ることに直結します。さらにその後の安全・安心な生活基盤の確保と維持、心身の回復や自立支援など多くのハードルがありますが、専門家や実績ある団体のスキルも活用しつつ、担当所管や警察には引き続き丁寧な支援をお願いします。併せて、中・高生へのデートDV回避のための効果的な啓発や男性相談等の研究も深めてください。

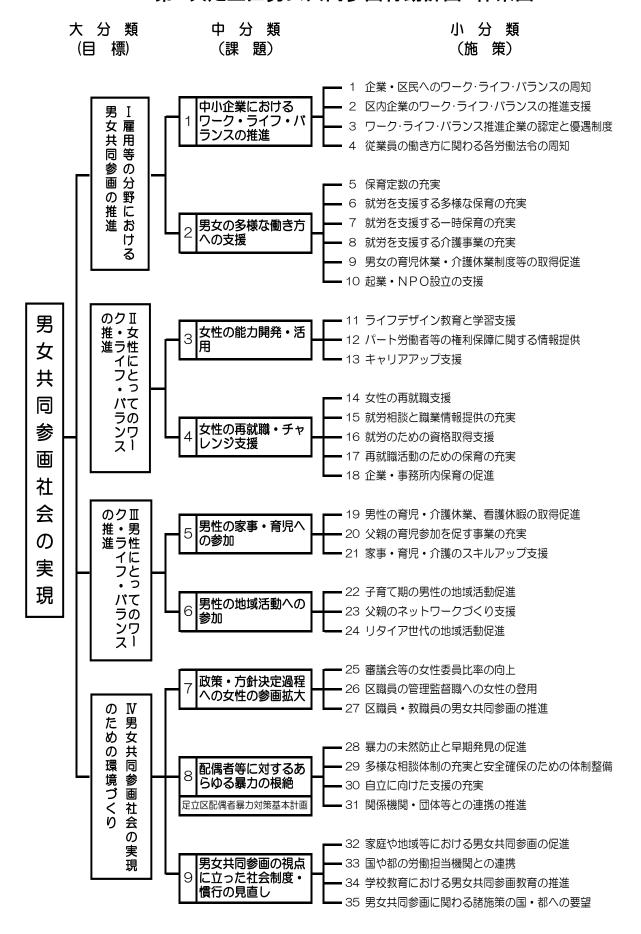
本委員会としては区に大いに期待しつつ、今後も男女共同参画社会実現の一翼を担いたいと考えます。

足立区男女共同参画推進委員会委員一同



足立区では、行動計画に基づいて男女共同参画社会づくりを推進するように努めています。足立区男女共同参画 推進委員会は、その観察者の立場で、区政に対して提言や要望などをこの意見書にまとめています。

第6次足立区男女共同参画行動計画 体系図



平成28年度年次報告書の作成にあたって

「第6次足立区男女共同参画行動計画」と男女共同参画推進委員会年次報告書の関係について

「第6次足立区男女共同参画行動計画」は平成23年度から28年度の6ヵ年(1年延伸)にわたる各所管の事業計画であり、男女共同参画推進委員会で毎年、各所管事業の進捗状況を確認し、意見を提言としてまとめたものが「年次報告書」です。また、平成28年度は、第7次行動計画の策定年度であるため、推進委員会で計画の中身について議論し、策定作業を進めました。

1 足立区男女共同参画行動計画の体系

「第6次足立区男女共同参画行動計画」(以下「行動計画」)は、平成23年に足立区男女共同参画社会推進条例第10条に基づき策定されました。行動計画は、条例の基本理念に則って男女共同参画社会の実現のために以下の4つの目標を定めています。

目標 [雇用等の分野における男女共同参画の推進

目標 I 女性にとってのワーク・ライフ・バランスの推進

目標Ⅲ 男性にとってのワーク・ライフ・バランスの推進

目標IV 男女共同参画社会の実現のための環境づくり

また、これらの目標を達成するために9の課題を設け、それぞれに35の施策を掲げました。

2 年次報告書について

足立区男女共同参画社会推進条例第11条に「区長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施 状況について報告書を作成し、足立区男女共同参画推進委員会の意見を付して、これを公表するものとす る。」として、年次報告書の作成・公表について規定しています。

(1) 重点分野について

平成28年度男女共同参画推進委員会の協議において次の課題を中心に討議し、必要に応じて関係所 管課を招き、意見交換会を行いました。

- (1重点分野とした課題(男女共同参画施策事業実施状況表から)
 - 「1」 中小企業におけるWLBの推進
 - 「4」 女性の再就職・チャレンジ支援 (子どもの貧困の関係)
 - 「7」 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
 - 「8」 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶
- ②意見交換を実施した所管課と主な課題
 - ・子どもの貧困対策担当課 【課題】子どもの貧困

・教育指導課 【課題】デートDV、LGBT

人事課 【課題】管理職への女性登用、男性の育児休業取得促進

東部福祉課 【課題】DV被害者への支援

(2) 実施状況に対する推進委員会の意見について

「行動計画」の推進に関して、重点項目の施策について全5回の討議を重ね区長に意見書を提出します。なお、委員会の中で出た各委員の意見は、両論併記しました。

(3) 提言について

推進委員会で討議した結果について、今後このような視点に着目し、男女共同参画を推進してほしい という事柄をまとめてあります。

第7次男女共同参画行動計画策定に係る意識調査(区民および大学生対象)について

第7次行動計画策定の基礎資料とするため、男女共同参画に関する意識調査を実施しました。男女共同参画推進委員会では、調査票の設問や回答項目、文言等について議論し、調査票をまとめました。調査票の主な項目は、下記のとおりです。

【区民および大学生意識調査 共通項目】

- 「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度
- 社会活動、地域活動への参加状況
- 女性の理想的な働き方
- 分野別にみた男女の地位の平等感
- 行政における女性の意見の反映度合
- 女性リーダー増加による社会的変化
- 男女平等意識醸成のために学校教育の場で力を入れるべきこと
- ・足立区における「男女共同参画社会の実現」のために力を入れるべきこと
- 結婚観
- 女性の生涯を通じた健康を考えるうえで、大切だと思うこと
- 性的マイノリティ(性的少数者)に関する情報の接触経路
- 同性婚についての意識
- 性的マイノリティの暮らしやすさ
- ドメスティック・バイオレンス(DV)についての意識
- 自身や周囲でのDV被害の主な相談先

【区民意識調査 項目】

- 仕事と仕事以外の生活のバランスの現状と理想
- 家庭での家事分担
- 育児や介護と仕事の両立推進のために特に必要だと思うこと
- 意に反した離職経験
- 結婚 出産後の女性の再就職にあたって必要なこと

【大学生意識調查 項目】

- アルバイトの実施状況
- 大学卒業後の希望進路
- 就労意識
- 子どもを持つことに関する意識

3 「第7次足立区男女共同参画行動計画」の骨子および体系図について

平成28年度の委員会では、第7次行動計画の策定にあたり、その骨子や体系等について時間を かけて活発な議論を重ね、委員会としての意見を区長へ報告いたしました。

新たな行動計画の骨子および体系図は次のとおりです。

委員会として、計画を実効性あるものとするため、引き続き研究を行い、庁内各所管への働きかけを行っていく予定です。

第7次男女共同参画行動計画骨子

協創力でつくる 活力にあふれ 進化し続ける ひと・まち 足立

基本構想の将来像を実現するための目指すべき姿

「男女共同参画社会の実現」
すべての区民が、性別に関わりなく個人として尊重され、男女が対等な立場で、自らの意思によってあらゆる分野の活動に参画し、責任を分かち合う足立区男女共同参画社会を目指します

(*1)~本計画では、『第6次行動計画』の「基本的な考え方」を継承しながら、『女性の職業生活における活躍の推進に関する法律』において新たに定義されている、「自らの意思によって活躍する」という視点を加えました~

4つの視点

【ひと】 多様な個性や生き方を尊重し 合える「ひと」

自己肯定感を持ち、自らの選択 で自分が1番輝やける人生にチャレンジすることができる「ひと」

[(BL]

仕事と仕事以外の生活が調和 し、心と体にゆとりのある「くらし」 既存の枠組みを超え、家族・同僚・近隣住民・企業等が協力し 合って創造する豊かな「くらし」

【まち】 緩やかな繋がりにより、誰もが安心 して生活できる「まち」

貧困・暴力・災害等、困難な状況 時にも声がけや相談が出来、助け 合える「まち」

【行財政】

男女共同参画の視点を持って環境整備を すすめる「区」

一人ひとりの活躍の場が広がるよう「その人らし さ」を活かせる支援で、ひと・地域・企業・区との 結びつきをコーディネートして行く「行政」

<u>程 立 て</u>

(基本目標1)

あらゆる分野における女性の活躍推進

~ワーク・ライフ・パランス推進~ 男性中心の労働慣行、長時間労働を見直 L、仕事・家庭生活・地域活動・個人の時間 等の現和が取れた暮らし方の推進

(基本目標2)

各人の個性や多様な生き方を尊重 し、相互理解が進む社会の醸成 学齢期からの他主理解の整金のを実

李齢期からの他者理解の啓発の充刻

(基本目標3)

DV等の暴力の根絶と支援体制の充実

あらゆる形態の暴力について、被害者にも加害 者にもならない、させないための啓発の充実 ・支援が必要な人を、相談・保護・自立支援機 関に繋げる切れ目のない体制の整備

(基本目標4)

生活に困難さを抱える家庭の子どもと 保護者への支援

~特にひとり親家庭への支援~

地域社会・企業・行政の協力と連携、役割 分担による子どもや親への多角的支援

【委員意見】

- 男女共同参画は、特定の価値観ではなく、色々な考え方がある。多様性を認めて尊重 するというところからスタートしなければ、様々な方々へのネットワークや支援が作れない。
- 貧困やDVの問題など、解決に向けた何らかの糸口が出てきて、具体的な事業や施策となって定着していけばよい。
- 協創力という言葉がある。これまで点として動いてきたものをどうやって線や面にしていくかが大きな課題である。

	. <u></u>	第7次足立区男女共同参画行動計画	体系図	
目	基本目標	取組みの方向性	施策	参考:第6次行動 計画の施策番号
指 す	基本目標Ⅰ	1-1 「働くひと」と企業が共に輝くための	①企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進	2 • 3 • 33
ベ		ワーク・ライフ・バランスの推進	②「働くひと」へのワーク・ライフ・バランスの推進	1
き 姿	あらゆる分野における女性の活躍推進		③女性のキャリア形成・再就職活動への支援	5·6·7· 13·14·17
	~ワーク・ライフ・バランス推進~	1-2 女性活躍のための環境整備	④若年層へのライフデザイン教育の充実	11
			⑤企業、区民への多様な働き方の啓発	1 • 4 • 21 •
			⑥企業・区民への労働関連法令の情報提供	1 • 4 • 12
			⑦「働くひと」の育児・介護休暇取得促進	9-19
		1-3 安心して育児や介護ができる社会の醸成	⑧子育てや介護に関する協創	5·6·7·8· 17·18
男			⑨育児・介護施設及び施策等の充実	5·6·7·8· 17·18
女			⑩父親の子育てネットワークづくり支援	20-22-23
共		1-4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	⑪審議会等の女性委員比率の向上	25
同		1-4 政策·为到决定過程へ仍交往仍参回抵入	②女性参画の啓発、関係機関への働きかけ	26•27
参	#+D####			
	基本目標Ⅱ		③いじめ・虐待防止の啓発 	
画		2-1 人権を尊重する社会の醸成	④学齢期からの社会的弱者への理解促進	新規
社	各人の個性や多様な生き方を尊重し、相互 理解が進む社会の醸成		⑤性的マイノリティや多様な価値観についての理解促進	
会			⑥心と体の健康増進	
の実		2-2 生涯を通じた区民の心と体の健康づくり	⑪リプロダクティブヘルス&ライツ(性と生殖に関する健康を 守る権利)の啓発	新規
現		2-3 地域・社会活動への区民の参画と	®区民の地域活動への参画促進および ボランティア・NPO等の人材育成	24
		生きがいづくり	⑨区内各種団体の協創	10.24
		O 4 人世/比	②相談機関の充実、利用の促進	新規
		2-4 全世代における孤立の防止	②地域での声がけや見守りの促進	和玩
		2-5 多様な視点を防災・減災・復興に	②防災女性リーダーの育成・登用への支援	32
		生かせる社会風土の醸成	②多様な経験や意見を生かした災害対策の推進	新規

目指	基本目標	取組みの方向性	施策	参考:第6次行 計画の施策番
すべ	基本目標皿		②区民向けDV予防、早期発見等に関する啓発	28
き 姿		3-1 暴力の未然防止と早期発見に向けた 土壌づくり	⑤教職員対象のDV予防、早期発見等に関する啓発	28•34
	【DV対策基本計画】 DV等の暴力の根絶と支援体制の充実		⑩学齢期からの発達段階に応じたデートDV予防等の啓発	28
	しく 寺の泰力の低配と又版体制の元夫		②相談機関の充実、利用の促進	29
		3-2 DV被害者への支援体制の充実	② 関係機関相互の情報共有、連携体制の充実	29•31
			③DV被害者へのエンパワーメント(力づけ)	新規
男		2 2 DV / 按字书 O D 立 C 向 L t - 支 标	③位宅確保、職業訓練、就労等に関する計画的な支援	30
女		3-3 DV被害者の自立に向けた支援	③安全・安心が確保された環境下での緩やかな仲間づくり	新規
共			②二次被害を受けた子どもへのケア	30
同			③子どもの貧困に関する理解促進	
参	基本日標IV			
画	生活に困難さを抱える家庭の子ども		③支援の必要な子どもを相談窓口に繋げる支援	
社	と保護者への支援 ~特にひとり親家庭への支援~	4-1 子どもたちを健やかに育む地域・	③関係機関相互の連携による子どもへの支援 	
会	行にいこり机分庭への又接	社会の醸成 【未来へつなぐあだちプロジェクトの推進】	36子どもを支援するNPO・ボランティアの育成	新規
တ			③子どもへの学習・芸術・スポーツ活動などの機会 提供による自己肯定感の醸成	
実			③ 子どもの居場所等の情報提供	
現			③相談機関の充実、利用の促進	
		4 0 盆田の連絡の同窓にひにし知中点		新規
		4-2 貧困の連鎖の回避とひとり親家庭 への日常生活支援	④緩やかな仲間づくりによる孤立化の防止	
			④ひとり親家庭への就労等の支援機関の活用と連携による自立促進	15-16

大分類(目標) - I 雇用等の分野における男女共同参画の推進 -

Ⅰ-1 中小企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進

大企業では、ワーク・ライフ・バランスを人材確保と経営改革の手法として取組んでいますが、区民の多くが 就業する区内企業にはまだ周知が十分とはいえません。区内企業のワーク・ライフ・バランスを推進するため、 普及啓発や取組み支援を行っていきます。(第6次行動計画より)

施策1 企業・区民へのワーク・ライフ・バランスの周知

(実績値は、平成29年2月28日現在)

施策•事業名	平成27年度実績	平成28年度実績(予定・目標)
ワーク・ライフ・バランスの広報 【担当所管】 区民参画推進課	*あだち広報掲載 ・認定企業の紹介(5月25日号) ・ワーク・ライフ・バランス推進企業 募集記事(11月25日号) ・講座の受講者募集(脳時) *区ホームページ掲載 ・推進企業・準備企業の募集、登録制度 ・専門家派遣事業 ・認定企業の紹介	あだち広報掲載 ・認定企業の紹介(5月25日号) ・ワーク・ライフ・バランス推進企業募集記事(11月25日号) ・講座の受講者募集(随時) *区ホームページ掲載 ・推進企業・準備企業の募集、登録制度 ・専門家派遣事業 ・認定企業の紹介
ワーク・ライフ・バランス推進 キャンペーンの実施	イクメンフォトコンテスト 応募総数21点(優秀作品賞3点、区 民賞1点、審査員特別賞3点表彰) 区民まつりにてワーク・ライフ・バラ	イクメンフォトコンテスト 応募総数21点(区長賞1点、区民 賞1点、優秀作品賞3点表彰) 区民まつりにてワーク・ライフ・バ
【担当所管】 区民参画推進課	ンス啓発ブースを出展 来場者 1,700名	ランス啓発ブースを出展 来場者 約800名
講演会・講座	経営改革セミナー 受講者24名	経営改革セミナーおよび交流会 受講者 54 名
	ワーク・ライフ・バランスセミナー (あだちメッセ内) 受講者16名	ワーク・ライフ・バランスセミナー 受講者 21 名
	男性セミナー(イクメン講座ベビーマッサージ等含む) 受講者261名	男性セミナー(イクメン講座ベビー マッサージ等含む) 受講者 516 名
【担当所管】 区民参画推進課	マイナンバー対策セミナー 受講者34名	改正育児介護休業法対応セミナー 受講者4名
企業へのワーク・ライフ・バランス 関連事業周知 【担当所管】 区民参画推進課 中小企業支援課	足立区しんきん協議会等関係団体を 通じて区内企業等にチラシやハンド ブックを配布 区内企業への訪問、啓発ハンドブック 等郵送等により周知	従来の事業を継続実施 企業間交流会(足立区しんきん協議 会・東京中小企業家同友会共催)を 開催
	マッチングクリエーターが、区内企業を訪問、ワーク・ライフ・バランスに関するセミナーの情報提供を実施	継続実施

■施策2 区内企業のワーク・ライフ・バランスの推進支援

施策•事業名	平成27年度実績	平成28年度実績(予定・目標)
ワーク・ライフ・バランス専門家(社会保険労務士・経営コンサルタント)派遣事業 【担当所管】 区民参画推進課	社会保険労務士派遣 3社 (派遣した企業が、27年度のワーク・ライフ・バランス推進企業 として認定された)	社会保険労務士派遣 2社(4件)
各種助成金制度の周知	助成金の周知を目的としたセミナー 実績なし	経営改革セミナーで国、都の制度チラシを配布。
【担当所管】 区民参画推進課	国・東京都の情報を認定企業および準備企業にメールで周知	認定企業・準備企業へは随時メールで情報提供

■施策3 ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定と優遇制度

施策・事業名	平成27年度実績		平成28年度実績(予定・目標)		
足立区ワーク・ライフ・バランス 推進企業認定制度 【担当所管】		6社 41社 47社	新規認定 更新 合計 (平成29年度目標)	4社 45社 49社 55社	
区民参画推進課 足立区ワーク・ライフ・バランス 推進企業認定制度の普及・啓発 【担当所管】 区民参画推進課	ワーク・ライフ・バラ 業認定式開催 あだち広報や情報紙に ワーク・ライフ・バランドブック作成 ・西	ご記事掲載 ランス推進ハ	ワーク・ライフ・バラン式開催 あだち広報や情報紙に記 ワーク・ライフ・バランック作成・配布 ワーク・ライフ・バランステッカー配布 認定的	ツス推進企業認定 ご事掲載 ツス推進ハンドブ 2,000冊 ツス推進企業認定	
認定企業への優遇制度の充実 【担当所管】 区民参画推進課	区内企業経営者向けてフ・バランスセミナー 組事例を報告 情報紙に経営者インタを掲載	-等を通じ取 タビュー記事	情報紙にワーク・ライスを掲載し、認定企業名は 業の主な取り組みを紹介	フ・バランス特集 および新規認定企 [↑]	
認定企業への優遇制度の充実 【担当所管】 中小企業支援課	認定企業が、区のあっ 利用0件のため、補助		認定企業が、区のあっt 件のため、補助〇件。	せん融資を利用〇	
認定企業への優遇制度の充実 【担当所管】 区民参画推進課	認定企業の依頼で出 企業数 受講者数	6講座を実施 4社 78名	認定企業の依頼で出前。 企業数 受講者数	構座を実施 2社 45名	

■施策3 ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定と優遇制度の続き

施策•事業名	平成27年度実績	平成28年度実績(予定・目標)
認定企業への優遇制度の充実 【担当所管】 中小企業支援課	足立区以外の公的機関が実施する、経営革新に関するセミナー等の受講料補助 申請なし	継続実施
	地域学習センター利用 5割減額	地域学習センター利用 5割減額
【担当所管】	3社、合計9件	5社、合計9件
地域文化課		
【担当所管】	産業センター3階交流室の利用	産業センター3階交流室の利用
中小企業支援課	3社、合計5回	2社、合計3回
【担 当所管 】 契約課	施工能力審査型総合評価方式を採用した工事契約 6件内、ワーク・ライフ・バランス認定企業の参加申込み1件内、落札業者 0件	施工能力審査型総合評価方式を採用した工事契約 6件内、ワーク・ライフ・バランス認定企業の参加申込み1件内、落札業者 0件

[※]各施策・事業に対する委員の意見は17ページをご覧ください。

- 1 区民がワーク・ライフ・バランスについて気軽に考えることができるよう、ワーク・ライフ・バランスの観点から自分の会社を診断するチェックシートをホームページに掲載し、周知・啓発を行うこと。
- 2 長時間労働の是正について、まずは区役所から「業務の効率化」や「働き方の改革」の取り組みに加えて、退庁時間を短くするような取り組みを行うこと。
- 3 企業がどのように短時間で働き、生産性をあげているか、その苦労やプロセスが大事だと思う。ワーク・ライフ・バランス認定企業の具体的な取り組みを紹介し、広報すること。

大分類(目標)-II 女性にとってのワーク・ライフ・バランスの推進-

Ⅱ-4 女性の再就職・チャレンジ支援

女性が社会でその能力を十分発揮できるように、再就職支援やスキルアップのための講座等を実施します。また、求職活動のための保育の充実に努めます。(第6次行動計画より)

■施策14 女性の再就職支援

(実績値は、平成29年2月28日現在)

施策•事業名	平成27年度実績	平成28年度(目標・実績)
再就職支援講座の実施 【担当所管】 区民参画推進課	区民参画推進課、待機児ゼロ対策 担当課 連携講座 「保育士、看 護師、栄養士の資格を生かして保 育現場で働こう」 (再就職支援講座) 平成27年11月5日10名 平成27年11月19日18名 参加者延28名	区民参画推進課、待機児ゼロ対策担当課連携講座 「保育士、看護師、栄養士の資格を生かして保育現場で働こう」(再就職支援講座) 平成28年5月19日20名 平成28年7月8日23名 平成28年10月7日19名 参加者延62名
再就職支援講座の実施 【担当所管】 就労支援課	女性向け就労支援セミナー3回、 受講者延88名	「女性向け就労支援セミナー」 2回実施 受講者延63名 (目標) 3回
子育で終了後再就職希望者支援の 実施 【担当所管】 就労支援課	第一期参加者20人、第二期参加者27人就为决定者計42人	29年2月末現在、第二期開講中
チャレンジ講座の実施 【担当所管】 区民参画推進課	あだち皆援隊講座 24回 延459名	あだち皆援隊講座 19回 延398名

■施策15 就労相談と職業情報提供の充実

施策•事業名	平成27年度実績	平成28年度実績(目標・予定)
就労に関する情報提供	マザーズハローワーク日暮里の存	継続実施
(マザーズハローワーク案内)	在と事業内容が掲載されたパンフ	
【担当所管】	レットを配布	
区民参画推進課		
ひとり親家庭自立支援プログラム	ひとり親家庭自立支援プログラム	平成29年2月末現在策定件数 6件
策定事業	を策定 5件	(目標) 10件
【担当所管】		
親子支援課		

※各施策・事業に対する委員の意見は17ページをご覧ください。

- 1 非正規でずっと働いている女性がなかなか正規になれないことが問題になっている。女性がなりたい 職業だけ掘り起こすのではなく、女性にも来てほしいがなかなか集まらない業種を募り、その業種へ誘 導するなど、ハローワーク等と連携して正社員になれるような支援メニューの充実を図ること
- 2 経済情勢が上向いており学生の就職は売り手市場だが、中にはブラック企業があるのでトラブルも多くなっている。学生がブラック企業から身を守るための講座を実施すること。
- 3 区が実施している支援策を知らない人も多い。ひとり親家庭に有益な情報が集約されて流れるような情報提供の仕組みを構築すること。

大分類(目標)-IV 男女共同参画社会の実現のための環境づくり

Ⅳ-7 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

足立区では、平成15年に制定した「足立区男女共同参画社会推進条例」で区の審議会等における女性委員の 比率を40%以上とすることとしましたが、平成21年度では、26.1%と低い状況です。具体的な方策を検 討して、40%の達成を図っていきます。また、女性職員の管理監督職への登用を積極的に推進していきます。 (第6次行動計画より)

■施策25 審議会等の女性委員比率の向上

(実績値は、平成28年8月1日現在)

施策•事業名	平成27年度実績	平成28年度(目標・実績)
審議会等への女性の参画促進	庁内に附属機関(休会中除く)の女性 委員の割合を調査。比率の低い附属機 関の所管課に比率向上への取組みを 依頼	庁内に附属機関(休会中除く)の女性 委員の割合を調査。 比率の低い附属機 関の所管課に比率向上への取組みを 依頼
	① 附属機関	①附属機関
	総委員数:922名	総委員数:904名
	女性委員数:231名	女性委員数:226名
	女性委員割合:25.1%	女性委員割合:25.0%
[担当所管]		
区民参画推進課	②他の審議会	②他の審議会
	総委員数:833名	総委員数:838名
	女性委員数:264名	女性委員数:270名
	女性委員割合:31.7%	女性委員割合:32.2%
クオータ制度の検討 【担当所管】 区民参画推進課	未実施	国や都の動向を見ながら検討

■施策27 区職員・教職員の男女共同参画の推進

(実績値は、平成29年2月28日現在)

施策•事業名	平成27年度実績	平成28年度実績(目標・予定)
職員向けの意識啓発研修の実施	ワーク・ライフ・バランス講演会を実	ワーク・ライフ・バランス講演会を実
【担当所管】	施(対象 係長級を含む一般職員)	施(対象 係長級を含む一般職員)
区民参画推進課	受講者受講者 101 名	受講者受講者129名
教員への男女共同参画研修の実施 【担当所管】 教育指導室	年3回、人権教育の研修を実施	「人権教育研修会」 実施 2回 「いじめ防止研修会」実施 1回
特定事業主行動計画の実践 【担当所管】 人事課	女性活躍推進法及び次世代育成対策 推進法に基づく特定事業主行動計画 を一体的に整備するための見直し・検 討を行った。	女性活躍推進法及び次世代育成対策 推進法に基づく特定事業主行動計画 を策定した。計画期間は5年で、管理 職の女性割合向上を目標とし、合わせ て仕事と子育ての両立支援のための 取組を充実させた。

※各施策・事業に対する委員の意見は18ページをご覧ください。

- 1 審議会等への女性参画率を向上させるため、公募委員を増やし、女性が参画しやすくすること。
- 2 女性参画率が低い審議会等へは、ポジティブアクションを実施すること。
- 3 管理監督職への女性の登用促進について、管理職が若い人たちのロールモデルとなる働き方を実践し、管理職ならではの仕事のやりがいや面白さなどの魅力を積極的に発信していくこと。

大分類(目標)一IV 男女共同参画社会の実現のための環境づくり一

IV-8 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶

暴力は、性別、加害者と被害者の関係を問わず、重大な人権侵害であり決して許されるものではありません。 足立区は配偶者等の間で発生する暴力対策について、「足立区配偶者暴力対策基本計画」として整備し、相談・保護・自立支援と切れ目のない支援に努めます。(第6次行動計画より)

■施策28 暴力の未然防止と早期発見の促進

(実績値は、平成29年2月28日現在)

施策·事業名 	平成27年度実績	平成28年度(目標・実績)
広報・ホームページ等による普及	11月10日あだち広報	11月10日あだち広報
啓発の実施	人権週間の記事中、DV防止普及啓発記	DV防止普及啓発、相談窓□一覧
【担当所管】	事を掲載	の記事を掲載
区民参画推進課		
パンフレットの配布	DV啓発カードの女子トイレ等の設置	デートDV予防冊子『デートDV
	を庁内施設・教育機関等に積極的に呼び	の基礎知識』を新たに作成した。
	かけた。パンフレット等の配布により相	デートDV予防リーフレットを学
	談先窓口等の周知を図った。 デートDV	校の出前講座で配付した。
【担当所管】	予防リーフレットを学校の出前講座で	
区民参画推進課	配付した。	
DV防止講座	DV防止啓発講座	DV防止啓発講座
【担当所管】	3回実施、受講者27名	6回実施、受講者延79名
区民参画推進課		
中学校・高等学校・大学等でのD	都立高校3校、区立中学校1校、区内大	都立高校4校、区立中学校1校に
V 防止講座	学1校でデートDVに関する講座を開	デートDVに関する講座を開催。
【担当所管】	催。 受講者延921名	受講者延 1,867 名
区民参画推進課		
区職員対象 DV 研修	一般事務、小中学校教諭(養護等)、保	一般事務、小中学校教諭(養護等)、
【担当所管】	育士等を対象とした職員研修講演会	婦人相談員等を対象とした職員研
区民参画推進課	1回 受講者63名	修講演会 1回 受講者53名
教職員対象研修	学校における人権教育の充実と、教員の	人権教育研修会を年2回実施
	人権感覚を高め、児童生徒に人権尊重の	(教職員初任者研修、十年次研修
	精神を育てるため、各校の人権教育担当	各1回)
	者を対象として悉皆による「人権教育研	いじめ防止研修会を年1回実施
【担当所管】	修会」 実施 2回	
教育指導室	「いじめ防止研修会」 実施1回	
子どもの虐待早期発見のための	こんにちは赤ちゃん訪問 93.7%	こんにちは赤ちゃん訪問 97.2%
手引きと対応マニュアルの作成	(27.5.23 現在暫定値。)	(目標) 100%
活用	3~4か月健診 97.9%	3~4か月健診 99%
	1歳6か月歯科健康診査 90.5%	1歳6か月歯科健康診査 92%
【担当所管】	3歳児健康診査 93.9%	3歳児健康診査 95%
保健総合センター		

■施策28 暴力の未然防止と早期発見の促進の続き

区民及び関係機関からの通報への対応 【担当所管】 足立区福祉事務所 区民参画推進課	配偶者暴力対策推進会議の部会員 管等、庁内外機関と連携し、迅速 なDV被害者の支援 配偶者暴力対策推進会議 配偶者暴力対策推進部会 DV被害者支援関係機関連絡会		配偶者暴力対策推進会議 (庁内会議) 2回 DV被害者支援関係機関連絡会 (庁外会議) 2回
虐待対応事業 【担当所管】 こども支援担当課	虐待認知件数中、DV ケース発見	数 37件	継続実施

※各施策・事業に対する委員の意見は19ページをご覧ください。

- 1 DVというと男性から女性への身体的な暴力ばかりを考えてしまうが、男性が離婚後、子どもへの養育費を支払いながら「うつ病」を発症した事例もある。男性DV被害者への支援として利用できる相談窓口を設けること。
- 2 学生へのDV防止にあたっては、中学生自身に自分がDVの加害者になり得るかのチェックリストを 体験させるなどして、デートDVの防止啓発に努めること。
- 3 LGBTについて、まずは広く聞いてもらうことが大事である。教員や学校など、受け入れる側の対応について教員の見識を深めるための研修を行うこと。

男女共同参画推進委員の各施策に対する委員の意見

Ⅰ-1 中小企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進

■施策1 企業・区民へのワーク・ライフ・バランスの周知

- ・セミナーをやることにひとつ意味があると思うが、反面、ビフォーよりもアフターもかなり重要で、 例えばイクメン講座を受けたことにより、その方がどう変わったのか、セミナーを受けたことにより、 どう企業に結びついたのか、アフターの部分を知りたい。
- ・放課後子ども教室の内容が区内一律ではなく、学校によって開室曜日や学年の制限等があり、必要な子どもが曜日や時間によって利用できないことは不安材料となる。
- ・働く親にとっては放課後の子どもの居場所確保は重要な問題であり、学校選択の条件になるため、 選択時期までにそう言う情報は提供した方が良い。
- ・足立区では学童保育プラス放課後子ども教室がある。働く親にとってみると色々なバリエーションがある方がありがたい。
- 保育の質の確保や向上のために、保育士の数を基準プラスアルファで雇用する必要がある。
- ・学童保育室の指導員の人手不足が深刻である。様々な場面に丁寧に対応するには人手を増やすことが 必要だと思う。
- 区内大学生をアルバイトやインターシップ等での受け入れを検討してはどうか。
- ・公立より私立保育園における人材確保については保育士の処遇を相当考えていく必要がある。

■施策2 区内企業のワーク・ライフ・バランスの推進支援

- ・足立区は、WL B認定企業を認定した後もきちんとチェックしている。
- ・早く帰すことだけを目的として退社を促すと、サービス残業で対応するタイプの従業員も居て、定時退社 の従業員に「気兼ね」等のマイナスの影響を与えることが心配される。危惧される。経営者としては、WLBを進めるためには従業員の意識改革も必要と考える。
- 心点C1(る。社名自C0Cは、WC0を進めるにめには使来更の意識以中
- ・足立区にも経営コンサルタントを入れたら良いのではないか。

Ⅱ-4 女性の再就職・チャレンジ支援

■施策14 女性の再就職支援

女性起業家向けのセミナーを実施してはどうか。子育てしながら受けられる講座で、経験者に話を してもらうなども考えられる。

Ⅳ-7 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

■施策25 審議会等の女性委員比率の向上

- 0%の審議会等では、強制的に増やす仕組みが必要である。
- ・推薦母体の方で、最低何年かに1度は女性委員を推薦する様にする。
- 女性委員登用をアナウンスする場合は、本人の意思が一番大事だが、区は幅広く意見や視点を入れたいので、女性優先という程度に推薦母体に協力してもらう。
- 同じ人が10年やっていたら新しい人を委員として推薦してもらえない。任期を厳格に守る、更新は1回までの様に若い人が出てこられるように規程するのも必要ではないか。
- ・20%以下の審議会等では、改善策を挙げてもらいたい。
- ・女性の参画率が高い所においては、どういう工夫をしているのか、ヒアリングしてみるのもよい。
- 女性の参画率をあげるため、審議会等に公募委員を積極的に付ける。
- ・委員は、各審議会等の規定により委任されるため、同じ人が複数の会議体の委員となっていて負担が大きいのではないかと言うことが想像される。幅広い人材を登用するためにも、庁内で委員のデータベース化を図る等の工夫を行い比率向上に繋げて欲しい。

■施策26 区職員の管理監督職への女性の登用

- 責任や労働時間が増える懸念から、そもそも管理職選者試験を受ける女性が少ない。
- 管理職の評価をするときに残業をしない働き方をしているか、残業を前提とした働き方をしているか、 その辺りを評価されていれば勤務時間中で終わる働き方になっていくと思うが、日本では労働時間が 長い方が評価されるということがあるとすると、これは改めていかないといけない。
- 管理職になったら見晴らしがよくなったというような、仕事の面白さを後輩に伝えていくのも大切 なのではないだろうか。
- お金には替えられないやりがいが管理職にはあると思う。
- 管理職になってほしいと背中を押す環境も必要かと思う。
- 管理職のワーク・ライフ・バランスを示すことも大事である。
- 管理職が若い人たちのロールモデルとなるような働き方ができると良い。非常に負担感があって大変だということを醸し出していると、なかなかモデルにはなりにくい。
- 男性の育児休業取得率は、6~7%でなかなか上がらない。取得を上司が勧めていくべきではないか。
- 男性職員の育児休業の取得については、代替職員の確保ができるかどうかにかかっているという印象。
- 子育てするより、男は仕事に行っていたほうがいいという考え方の男性もまだ多い。その思考がある 限り、男性が子育てをするという考え方にはなかなかなれないかもしれない。
- ・女性が職場に戻るために夫が育休を取得すると「かわいそう」という反応をされる。男性の中に育休を取ることに対して「かわいそう」と感じている人もいるのだと思った。
- 自分の意思より妻の意見というのも大きいかもしれない。「育休を取ってほしい」という考え方と、 「取らずにお金を稼いでほしい」という考え方がある。

IV-8 配偶者等に対するあらゆる暴力の根絶

■施策28 暴力の未然防止と早期派遣の促進

- DVについてもLGBTについても、まずは広く聞いてもらうことが大事である。
- 区民参画推進課ではデートDV防止出前講座を実施しているが、学校選択制度をポジティブに利用して うちの学校では、「こうしたデートDV防止やLGBTに関する講座や研修を実施しています」と公表 することで学校選択の際のプラスポイントになるのではないか。
- デートDVについて自分が加害者になり得るかのチェックリストを中学生に体験させるのは、入りやす い導入だと思う。

その他1-LGBTについて-

- LGBT当事者を招いての教員向け研修は考えていないとのことだが、例えば人権推進係と教育指導課で一緒に講演会をすることもできるのではないか。
- •「人権教育に力を入れている」と言うだけではなく、一人一人を大事にしている学校でなければならない。
- お子さん自身が気付いていないことも多い。高校生くらいになって初めて気が付くらしい。まず周りが LGBTの子もいるのだということを知らないといけない。
- ・小学校はトイレの問題などを考え始めている。保護者も間近にきている問題だと感じていると思う。
- まだ見えていないだけであって、苦しんでいるお子さんはすごく多いと思う。
- 今のお子さんたちが大きくなったときに社会が寛容になって、言えるようになっていればと先の長い 話で考えて、教育をしていただけるとありがたい。
- ・当事者の話を聞くのが、一番衝撃的であり勉強にもなると思う。子どもがひとりで誰にも言えなくても、同じような方に相談できるとか、同じような方がいるとわかることが大事である。
- 教員や学校など受け入れる側の対応を研修していく必要がある。
- LGBTだけでなく、少数派の個性を尊重できるような教員を増やしてほしい。
- スクールソーシャルワーカーの理解も必要である。
- 研修に参加したら、ご褒美がもらえるなどの制度はどうか。
- 「教員がLGBTの研修を受けている」ということが学校選択のプラスになるのではないか。ポジティブに活用していけばと思う。
- ・ 最近は LGBT の人たちのテレビ出演が増えているので、特別視することが無くなってきたと思う。

その他2一子どもの貧困対策一

- 子どもが貧困に陥る原因は、周りにサポートできる環境があるか、相談相手が身近にいるかということが大きい。
- 経済的支援に終始してしまうと、対処療法で終わってしまう。
- 学校や地域、自治体が一体となって、コミュニティの中に相談できる体制を作っていかないと貧困は解消しない。
- ・ASMAP事業は、妊婦のときから出産後まで一貫して見ていこうというのが特徴的であり、かなり熱心にやっていると感じる。
- ・孤立化が貧困に繋がっていることから、色々と孤立しないような仕掛けができている。
- ・望まない妊娠をしないことや、きちんと考えて子どもを産むということがどういうことなのかということを、義務教育のうちに学ばなければと思う。低年齢で出産してしまい、またその子も貧困になるという貧困の連鎖に繋がってしまう。
- ・足立区は中学校3年生まで医療費がかからない。これからは、そういうことがインセンティブになって、 子どもがたくさん入ってくる可能性がある。
- 省庁だけでなく、民間やNPOなど外の力を上手く活用するべきである。
- 「今まで親や家庭がやっていたことを自治体が代わってやる」ということをやらなければ、なかなか貧困はなくならないと思う。
- 足立区が舵を切ったのが「子どもに直接支援をしていこう」「居場所がないなら自分たちで作ろう」という方向に来ている。逆にそこまで追い詰められているということでもあるので、色々な人を巻き込んで対策をやっていかないといけない。
- ・貧困対策が次のステップに入ったときには、色々な民間団体や企業を活用し、その方たちにノウハウを 継承していくことも考えられる。
- 生活保護やその他の支援制度を受けられる水準であるのに、制度を知らないため受けていない人もいる。 制度をより周知してもらいたい。
- ひとり親だと時間があまりない人も多いので、そういった世帯にも自立支援プログラム等の周知がいき わたるよう工夫していくことが必要。
- ひとり親家庭対象親子講座の受講者の満足度は高い。一方で「区報」や「豆の木メール」等の媒体を駆使しているが受講者数が定員に達していない状況である。保護者の状況により、こうした講座に繋がらない親子への情報提供をさらに検討する必要がある。
- ・スマホに足立区アプリがある。そこに「シングルマザー、シングルファーザー」等のひとり親家庭向け 有益情報を集約されて流れるようなものがあると良い。

第7期足立区男女共同参画推進委員会名簿

氏	名	現職・専門	期間	備 考
石 阪	督 規	埼玉大学基盤教育研究センター教授	平成27・28年度	委員長
中川	美知子	人権擁護委員	平成27・28年度	副委員長
本間	博子	弁護士	平成27・28年度	
鈴木	房世	足立区小学校PTA連合会	平成28年度	
西村	真 海	足立区中学校PTA連合会	平成28年度	
池上	貴 子	東京都社会保険労務士会足立・荒川支部	平成27・28年度	
大 峽	廣 男	足立区工業会連合会	平成28年度	
乾	雅榮	足立区女性団体連合会	平成27・28年度	
遠藤	美代子	WL B認定企業	平成27・28年度	
中村	稲 子	足立区町会・自治会連合会	平成27・28年度	
大竹	恵美子	公 募	平成27・28年度	
坂田	卓 也	公 募	平成27・28年度	
部。	幸恵	公 募	平成27・28年度	

平成28年度委員会開催経過

会 議	日時	会場	内 容
第1回推進委員会	平成28年6月30日 (木)	エル・ソフィア	委員委嘱式
	午後2時から4時まで	第1学習室	今年度の運営方針
第2回推進委員会	平成28年7月29日(金) 午後6時半から8時半まで	エル・ソフィア 第2学習室	第7次行動計画策定の諮問 意識調査についての協議
第3回推進委員会	平成28年8月29日 (月)	エル・ソフィア	意識調査についての協議
	午後2時から4時まで	第2学習室	抽出課題についての協議
第4回推進委員会	平成28年9月23日(金)	エル・ソフィア	所管課ヒアリング
	午後6時半から8時半まで	第2学習室	意識調査設問の意見交換
第5回推進委員会	平成28年10月25日 (火) 午後1時から3時まで	エル・ソフィア 第2学習室	所管課ヒアリング
第6回推進委員会	平成28年11月17日 (木)	エル・ソフィア	第7次行動計画の施策群および
	午後6時半から8時半まで	第3・4学習室	事業案に関する協議
第7回推進委員会	平成28年12月20日(金)	エル・ソフィア	意識調査について意見交換
	午後1時から3時まで	第2学習室	抽出課題についての協議
第8回推進委員会	平成29年1月19日 (木) 午後6時半から8時半まで	エル・ソフィア 第2学習室	第7次行動計画に関する協議 抽出課題についての意見交換
第9回推進委員会	平成29年2月16日 (木)	エル・ソフィア	抽出課題についての
	午後2時から4時まで	第2学習室	提言内容検討
第10回推進委員会	平成29年3月21日 (火) 午後1時半から3時半まで	区役所本庁舎 1001会議室	提言内容についての「まとめ」 区長報告

平成29年3月発行

発 行 足立区

編 集 足立区 地域のちから推進部 区民参画推進課

東京都足立区梅田7-33-1 電話03-3880-5222

Eメールアドレス danjo@city.adachi.tokyo.jp

